

開示請求に係る公文書の名称等	不開示部分	不開示理由
〇〇マンション新築工事確認申請書		
1. 確認済証	不開示	当該公文書は、建築主へ対して発行した公文書であり、当局で公文書を保有しないため。
2. 指導事項が記載された表紙及び別紙	設計者と取引のある業者名	1 鹿児島県情報公開条例第7条第2号(法人等に関する情報)に該当 当該設計者と取引のある業者名を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。
3. 建築確認チェックリスト	全部開示	
4. 建築基準法の規定に基づく申請書について(進達)	全部開示	
5. 確認申請書(建築物)第一面から第五面	法人等代表者及び設計者の印影	1 鹿児島県情報公開条例第7条第2号(法人等に関する情報)に該当 法人等代表者及び設計者の印影は、法人等の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められ、原則として不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。 2 鹿児島県情報公開条例第7条第4号(公共の安全等に関する情報)に該当 当該印影を開示することによって悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。
6. 委任状	法人等代表者の印影	1 鹿児島県情報公開条例第7条第2号(法人等に関する情報)に該当 法人等代表者の印影は、法人等の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められ、原則として不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。 2 鹿児島県情報公開条例第7条第4号(公共の安全等に関する情報)に該当 当該印影を開示することによって悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。
7. 設計図書 ・附近見取図 ・配置図 ・日影図 ・2以上の立面図	断面図と法人等設計者の印影	1 鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該断面図は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。 2 鹿児島県情報公開条例第7条第4号(公共の安全等に関する情報)に該当 当該断面図は、公にすることにより建築物内部の状況を容易に把握することが可能となり、居住者が犯罪の被害者になるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。 3 鹿児島県情報公開条例第7条第2号(法人等に関する情報)に該当 法人等設計者の印影は、法人等の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められ、原則として不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。 4 鹿児島県情報公開条例第7条第4号(公共の安全等に関する情報)に該当 当該印影を公にすることによって悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。
8. 設計図書 ・室内仕上げ表 ・各階平面図 ・2以上の断面図 ・基礎伏図 ・各階床伏図 ・構造詳細図 ・構造計算書 ・特記仕様書 ・各住戸採光換気計算書 ・シックハウス使用建材材料表 ・シックハウス換気計算書 ・建具表 ・建築設備図一式	不開示	1 鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該設計図書を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。 2 鹿児島県情報公開条例第7条第2号(法人等に関する情報)に該当 当該設計図書は、設計者が建築設計に関する知識と独自の技術力を駆使して設計した建築物の設計図書である。これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。 また、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進をすることを目的としており、この法の規定に適合するものであることを行政側で審査し、確認しているものである。 よって、建築基準法上人の生命、健康、生活又は財産は保護されているといえる。この場合当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が保護されるべきと考える。 3 鹿児島県情報公開条例第7条第4号(公共の安全等に関する情報)に該当 当該設計図書は、公にすることにより建築物内部の状況を容易に把握することが可能となり、居住者が犯罪の被害者になるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。